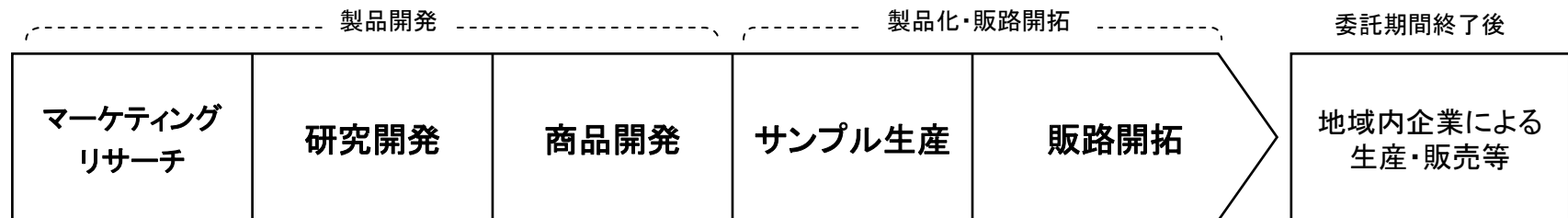


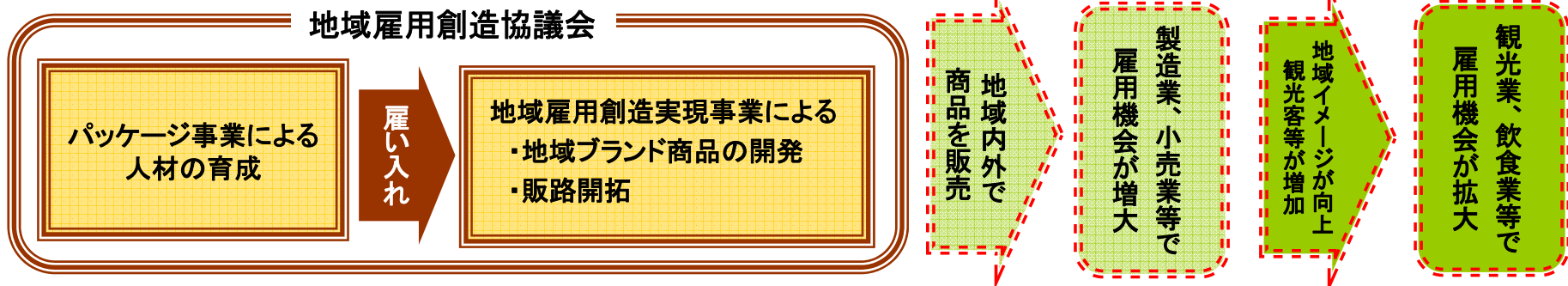
地域雇用創造実現事業

パッケージ事業を実施する地域雇用創造協議会から、パッケージ事業による支援を通じて育成した人材等を活用し、波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれる地域の産業及び経済の活性化等に資する事業の提案を受け付け、そのうちの雇用創造効果の高いと認められる事業の実施を、事業を提案した協議会へ委託する。(実施期間3年以内)(1地域各年度5千万円を上限)

《想定される事業例》 地域ブランド商品を開発し販路開拓を行う事業



※ 雇用創造効果のイメージ



○ 事業の実施方法

協議会は事業の一部を民間団体等に再委託することができる。

○ 事業の実施要件

- ・ 協議会又は協議会より事業の一部を再委託された民間団体等(再委託事業者)が、事業に従事させるために雇い入れた地域求職者(対象労働者)に従事させることにより実施するものであること。
- ・ 事業に従事する労働者の総数に占める対象労働者の割合が2分の1以上であること。
- ・ 事業に要する経費の総額に占める人件費の割合が2分の1以上であること 等

○ 対象労働者の要件

- ・ 対象労働者は、1週間の所定労働時間が概ね40時間の労働者又は再委託事業に雇用される通常の労働者と1週間の所定労働時間が同じ労働者。
- ・ 雇用契約は事業の実施期間を上限とした1年以上の有期雇用契約。(再委託事業者が事業終了後、継続して雇用する場合は、期間の定めのない契約が可能。)

○ 事業の実施状況等の確認

- ・ 対象労働者の雇い入れ状況、事業費に占める人件費の割合を確認。要件を満たしていない場合、原則として事業を中止。
- ・ 各年度ごとに事業の進捗状況を確認。目的の達成が見込めない場合、原則として事業を中止。